福県医発第774号（地）
令和４年６月14日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の創設及び一時支援金請求時の休業証明について

さて、標記の件につきましては、令和４年６月１日付日医発第467号（情シ）にて、日本医師会より貴会宛てにご連絡があっていることと存じます。

本支援制度については、上記通知にもありますとおり、サイバー攻撃を受けた場合や、サイバー攻撃にて個人情報が漏えいした場合の初期対応支援（相談窓口）、及びサイバー攻撃を受けた影響により休業した場合の支援（一時金）を主たる目的としており、サイバー攻撃や情報漏えい事故により発生した損害賠償責任や費用損害を補償対象としたサイバーリスク保険（本会団体保険「医療機関用サイバー保険」）と重複する制度ではございませんのでご留意ください。

つきましては、会員医療機関に対して「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン　第5.2版（令和４年３月 厚生労働省）」（令和４年４月28日付福県医発第349号（地）参照）等をご参考の上、サイバー攻撃対策の徹底に努めていただくとともに、対策の一環として本会団体保険「医療機関用サイバー保険」の加入についてご検討いただけるよう、ご周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、「医療機関用サイバー保険」のリーフレットを添付いたしますのでご参照いただき、お問合せは下記の連絡先（取扱代理店）までお願いいたします。

小郡三井医師会より

会員福祉担当理事　柳　大三郎
会長　島田昇二郎

記

※「医療機関用サイバー保険」連絡先

福岡市医師会会員	**福岡医師協同組合　保険Ⅱ課** 福岡市早良区百道浜 1-6-9 TEL 092-852-1540　FAX 092-852-1545
筑紫医師会会員	**筑紫医師協同組合** 太宰府市国分 3-13-1 TEL 092-921-9339　FAX 092-923-6310
宗像医師会会員	**宗像医師協同組合** 宗像市田熊 5-5-5 TEL 0940-36-2453　FAX 0940-34-2081
上記以外の 郡市区医師会会員	**株式会社 ケンイ（福岡県医師会設立会社）** 福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県医師会館 3F TEL 092-431-4847　FAX 092-431-4811 Mail：u-keni@fukuoka.med.or.jp

日医発第 467 号（情シ）
令 和 4 年 6 月 1 日

都道府県医師会長　殿
郡市区等医師会長　殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
（公 印 省 略）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の創設
及び一時支援金請求時の休業証明に関するご協力のお願い

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

近年サイバー攻撃による被害は増加し、今後もその傾向は続くと見込まれています。直近でも、医療機関を標的としたランサムウェア攻撃や Emotet をはじめとする標的型メール攻撃が多発化しており、地域の医療提供体制に影響を及ぼすケースも発生しております。日本医師会としてもこの事態を深刻に受け止め、医療機関のサイバーセキュリティ対策を支援する方策を検討してまいりましたが、この度、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度を創設することといたしました。

令和 4 年 6 月 1 日より運営を開始する本制度は、

(1) 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
(2) セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
(3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

の 3 つの柱から構成されております。**本制度は、いわゆるサイバーリスク保険（サイバー攻撃により発生した損害賠償責任や費用損害に関する補償等を提供する保険）ではございません。**医療機関用のサイバーリスク保険につきましては、多くの都道府県医師会や医師協同組合において、会員向けに取り扱っておられると承知しておりますが、本制度は、主にそのような保険に加入していない医療機関に相談窓口を提供すると共に、万一の場合に初期対応の一時金をお支払いする支援を行うための制度となっております。

【日本医師会メンバーズルーム内専用ページ】
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

【制度の概要】
※詳細につきましては、別添資料「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度概要および利用マニュアル」をご確認ください。

１．制度の対象

日本医師会 A①会員　※本制度のための新たな費用負担はございません。

２．支援の内容

(1) 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで幅広くご相談いただける相談窓口（年中無休・受付時間：9 時～21 時）を設置いたします。本窓口は無料で何度でもご利用が可能です。

(2) セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

サイバー攻撃の被害に遭わないためには、日頃からのサイバー攻撃に対する意識の向上や予防が非常に重要となります。東京海上日動火災保険株式会社が運営するサイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」では、サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラム掲載、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されており、日本医師会としても本サービスの活用を推奨します。

(3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会 A①会員が開設・管理する医療機関において下記に該当する被害が発生した際に、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いいたします。（事由発生日：2022 年 6 月 1 日以降）

① サイバー攻撃の被害を受けた場合

サイバー攻撃を受けた場合や、サイバー攻撃にて個人情報が漏えいした場合に初期対応を支援する費用として 10 万円をお支払いします。加えて、サイバー攻撃を受けた影響により、1 日以上休業した場合には追加で 5 万円をお支払いします。一時支援金のお支払にあたっては、厚生労働省への届出を要件とします。

② サイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合

初期対応を支援する費用として 5 万円をお支払いします。一時支援金の支払いにあたっては、個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ、漏えいした本人へ通知することを要件とします。

「(3)①サイバー攻撃の被害を受けた場合」につきましては、サイバー攻撃の影響で医療機関が 1 日以上休業した場合に追加の支援金をお支払いすることとしておりますが、休業の事実を確認するために、都道府県医師会または郡市区等医師会から休業証明書の発行を受けることを要件とさせていただいております。そのため、大変恐縮ですが、貴会ご所属の日本医師会 A①会員から休業証明書の発行依頼がなされた場合には、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- 日本医師会サイバーセキュリティ支援制度概要および利用マニュアル
- 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度規程
- サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金申請関係書式
  - チェックシート
  - 給付申請兼振込依頼書
  - サイバー攻撃による休業証明書
  - 厚生労働省への報告書

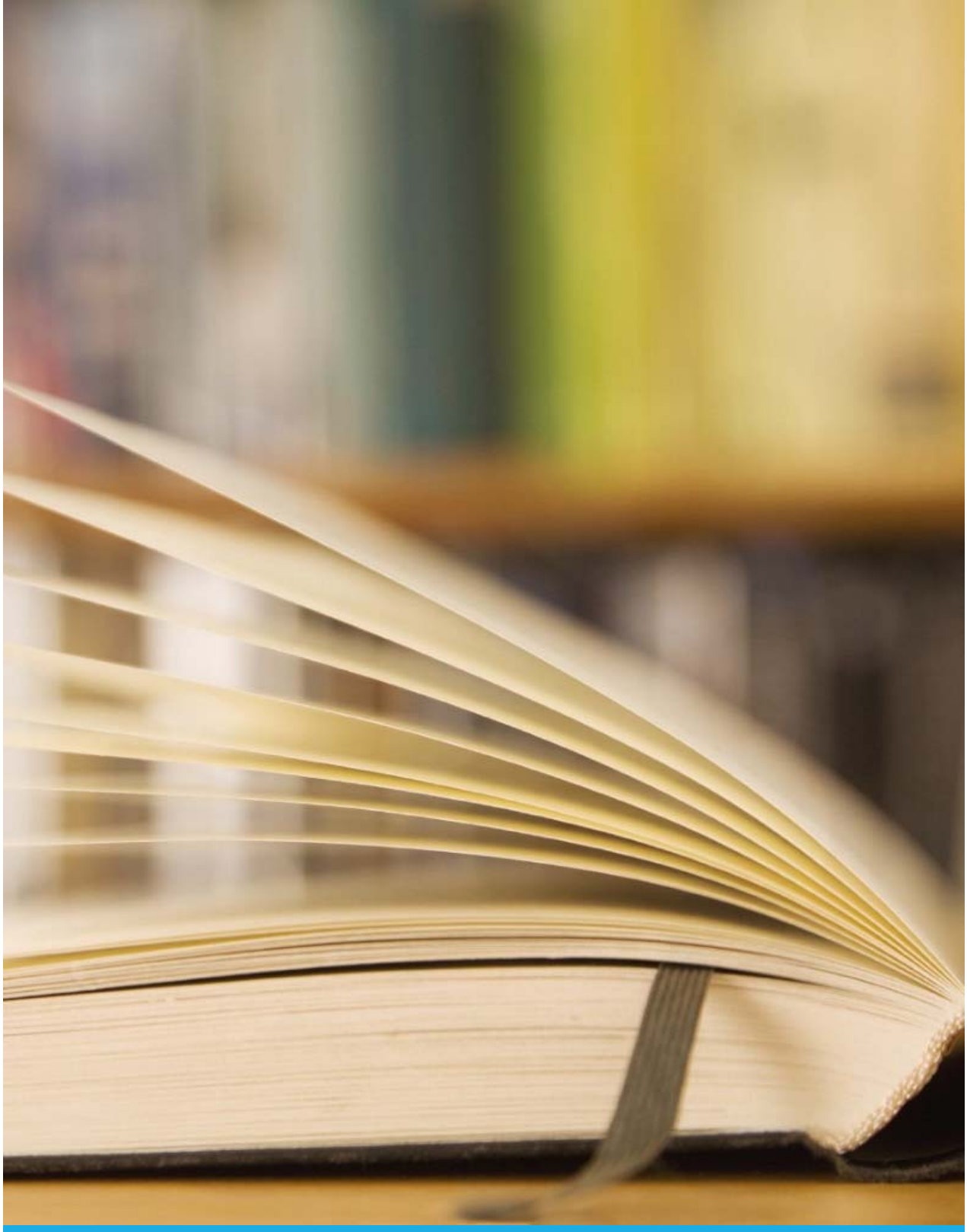

日本医師会
サイバーセキュリティ支援制度概要
および利用マニュアル

公益社団法人　日本医師会

2022年６月１日

目次

１．サイバーセキュリティ支援制度の概要

1．サイバーセキュリティ支援制度の概要

1-1　制度創設の背景

近年サイバー攻撃による被害は増加し、今後もその傾向は続くと見込まれています。直近でも、医療機関を標的としたランサムウェア攻撃(*)やEmotet(**)をはじめとする標的型メール攻撃(***)が多発化しており、医療提供体制に影響を及ぼすケースも発生しています。日本医師会としてもこの事態を深刻に受け止め、対応策を検討した結果、会員様のサイバーセキュリティ対策の一助となるような基礎支援策から成るサイバーセキュリティ支援制度を創設することといたしました。

(*)マルウェア（コンピューターウイルスやスパイウェアなど、PCなどの端末に不利益をもたらす悪意のあるプログラムやソフトウェアの総称）の１種で、感染した端末は、保存されているデータが暗号化されて使用できない状態になってしまいます。そのデータを元に戻す対価や窃取した情報を漏洩しない対価として、身代金を要求されるケースが多いです。
(**)非常に高い感染力・拡散力を持つマルウェアの１種で、感染した端末内のメール情報（送受信者のアドレスや本文内容）が窃取されてしまいます。窃取された情報により、発信元などを偽装したEmotet付メールがばら撒かれることで、さらに感染が拡大します。
(***)対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、知り合いや取引先のふりをして送られてくるメールで、Emotetなどのマルウェアが添付されていたり、有害なサイトに誘導するような内容になっています。

1-2　制度の対象

日本医師会A①会員

1-3　制度の概要

下記3つの支援策で構成されています。各項目の詳細については次ページ以降を参照ください。

①日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
②セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
③日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-1 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで幅広くご相談いただける相談窓口を設置いたします。本窓口は無料で何度でもご利用いただけます。

（1）具体的なサービスご提供内容

■1次対応

ネット接続の不具合やウイルス感染等の日常診療業務におけるトラブルに対して、初期のアドバイスやウイルス駆除、セキュリティ診断のリモートサポート等を行います。

■2次対応

不正アクセスや情報漏えい等の高度な専門性を要する重大なトラブルに対して、より専門的な観点でのアドバイスを実施いたします。また会員様の要望に応じた専門事業者（フォレンジック事業者(*)、弁護士）のご紹介を行います。

（*)フォレンジック事業者とは、セキュリティ事故発生時に原因究明などのために、コンピュータに残された証拠を調査する専門事業者のことを指します。

（2）窓口運営時間

年中無休　9時～21時

（3）ご連絡先

TEL：0120-179-066

（4）費用

無料（何度でもご利用可能です）

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-1 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

（5）利用時の注意点等

- 相談窓口のご利用時には、電話口で日本医師会A①会員が開設・管理する医療機関であることを確認させていただきます。具体的には、A①会員名、医療機関名、所在地、医籍番号（6桁）もしくは会員番号（10桁）を確認いたしますので、これらが分かるものをご用意のうえご連絡ください。
- A①会員本人に加え、職員の方からのお問合せも可能です。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-2 セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

サイバー攻撃の被害に遭わないためには、日頃からのサイバー攻撃に対する意識の向上や予防が非常に重要となります。東京海上日動火災保険株式会社が運営するサイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」では、サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラム掲載、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されており、日本医師会としても本サービスの活用を推奨します。

（1）利用方法
下記URLよりもしくはQRコードよりアクセスのうえ、会員登録いただくことでどなたでもご利用いただけます。

＜URL＞
https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/

（2）サービス運営会社
東京海上日動火災保険株式会社

（3）費用
無料（一部サービスは有償となります）

（4）サービス提供内容（一例）
サイバーセキュリティに関する最新記事の掲載
機関紙「Cyber Risk Journal」の提供
標的型攻撃メール訓練サービスのご提供
従業員実践テキストのご提供　等

＊各サービスの詳細等は上記（1）のURLへアクセスのうえご確認ください。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会Ａ①会員が開設・管理する医療機関において下記に該当する被害が発生した際に、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いいたします。（事由発生日：2022年６月１日以降）
本制度の詳細につきましては、制度規程（別紙）をご参照ください。

（1）お支払いする金額について
①サイバー攻撃の被害を受けた場合
サイバー攻撃を受けた場合や、サイバー攻撃にて個人情報が漏えいした場合に初期対応を支援する費用として10万円をお支払いします。加えて、サイバー攻撃を受けた影響により、1日以上休業(*)した場合には追加で5万円をお支払いします。
一時支援金のお支払にあたっては、厚生労働省への届出を要件とします。

（*）休業の定義について
サイバー攻撃を受けたことにより、新規患者（初診料の算定対象）の診察業務を一切停止した場合も「休業」として補償対象とします。
（再診等その他の診察を実施していても休業と見なします。）

②サイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合
初期対応を支援する費用として5万円をお支払いします。一時支援金の支払いにあたっては、個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ、漏えいした本人へ通知することを要件とします。

上記①、②ともに内部犯罪に起因した案件はお支払いの対象外となります。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

（2）支援金のご請求方法
一時支援金をご請求いただく際には、下記書類をご準備のうえ次頁（3）記載の事務局へご送付をお願いします。各資料のサンプルは別添資料をご参照ください。

【ご提出書類】
①サイバー攻撃を受けた場合
・厚生労働省への報告書の写
・サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書
・都道府県医師会もしくは郡市区等医師会作成の休業証明書（休業した場合のみ）

②サイバー攻撃によらない個人情報漏えいの場合
・個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写
・サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

（3）請求回数について
１医療機関あたり年間１回までかついずれか一方のみのご請求となります。
サイバー攻撃一時支援金と個人情報漏えい一時支援金は重ねてお支払いたしません。

（4）各種書類の送付先
〒980-8799
日本郵便株式会社　仙台中央郵便局留め
日本医師会　サイバー攻撃一時支援金事務局　宛
＊送料は会員様にてご負担のうえ、上記送付先へ郵送願います。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

（5）支援金のお支払いスケジュール
支援金のお振込みスケジュールは以下の通りとなります。お支払いに必要な全ての書類が到着し、内容に問題ないことを確認のうえ、お振込みをさせていただきます。

①毎月1日～15日までに到着：当月末までに事務局お振込み手続き完了
②毎月16日～末日までに到着：翌月15日までに事務局お振込み手続き完了
＊休日等によりご指定口座への着金日が月初や16日以降になる場合があります。

（6）お問い合わせ先
日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度事務局
TEL：0120-411-250
Mail：jma-cyber@qag.jp
運営時間：平日9時～18時（土日、祝日、年末年始は休業）

＊メールでのお問い合わせの際は、件名を以下にしていただくようお願いします。
メール件名：【日本医師会】【会員様名(医療機関名)】一時支援金手続き希望

一時支援金対象可否フローチャート

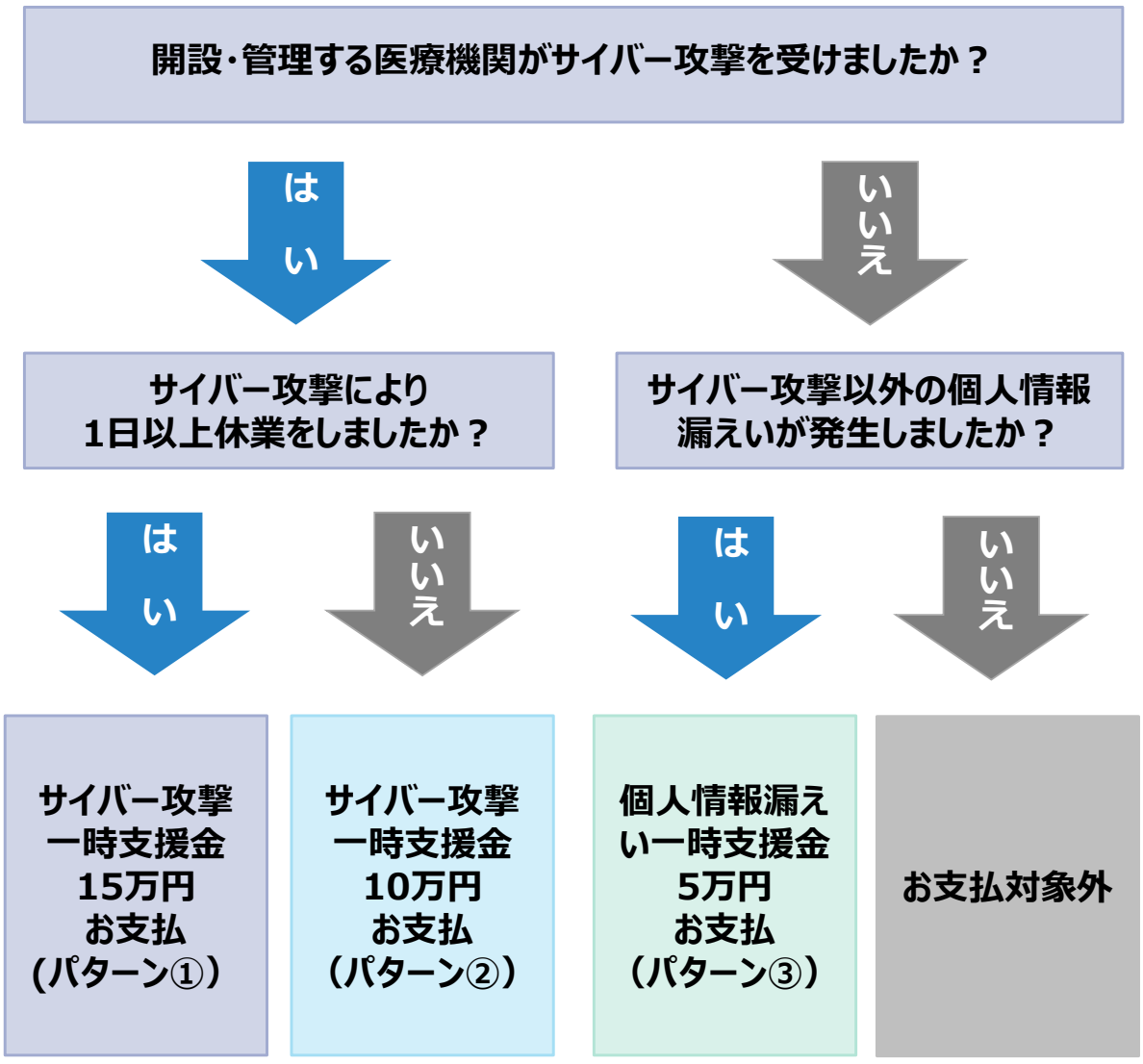

各種一時支援金のお支払いの要件、提出書類等についてはP9～P11およびP13をご参照ください。

一時金ご請求時の流れについて

サイバー攻撃一時支援金15万円お支払(パターン①)

①サイバー攻撃の被害内容につき、所定の書式にて厚生労働省へ報告書を提出する

②1日以上休業した場合、都道府県医師会もしくは郡市区等医師会へ休業証明書の作成を依頼する

③申請書兼振込依頼書を記入のうえ、厚生労働省への報告書写と休業証明書とともに事務局へ郵送

サイバー攻撃一時支援金10万円お支払(パターン②)

①サイバー攻撃の被害内容につき、所定の書式にて厚生労働省へ報告書を提出する

②申請書兼振込依頼書を記入のうえ、厚生労働省への報告書写とともに事務局へ郵送

個人情報漏えい一時支援金5万円お支払(パターン③)

①個人情報保護委員会ホームページへアクセスし、発生した事案の内容を専用フォームに入力し速報を行う。
(確報のために、報告内容をCSVファイルで保存する)

②上記①と同様の流れで、再発防止策の記入と、漏えいした方本人への対応状況を記入した確報を行う。
確報の提出前にPDFファイルの出力を必ず行う。

③出力したPDFファイルを印刷し、手書きで日付を追記する。

④申請書兼振込依頼書を記入のうえ、日付を追記した個人情報保護委員会の報告書控ともに事務局へ郵送

３．本制度に関するQ&A

３．本制度に関するQ＆A

目次

３．本制度に関するQ＆A

目次

３．本制度に関するQ＆A

１．制度全般

1-1　A①会員以外も所定の手続きをすれば、本制度を利用することはできますか。
ご利用いただけません。
日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）および、日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金はA①会員のみの制度となります。
尚、東京海上日動火災保険株式会社が運営する「Tokio Cyber Port」については、どなたでも会員登録すれば利用可能です。

1-2　日本医師会を退会した場合や、A①会員以外に会員区分を異動した場合、継続して本制度を利用することはできますか。
A①会員だった方が退会された場合は、退会年月日以降、A①会員からそれ以外の会員区分に異動した場合には、異動年月日以降は本制度を利用することはできません。

1-3　日本医師会にA①会員として入会した場合や、A①会員に会員区分を異動した場合、いつから本制度を利用することができますか。
入会の場合は、日本医師会への入会年月日から、A①会員への会員区分異動の場合は、異動年月日からご利用いただけます。
なお、日本医師会への入会手続きや異動手続きは、ご地元の郡市区等医師会、都道府県医師会それぞれの入会手続きを経たうえで行われるため、ご地元の郡市区等医師会に申請いただいてから手続き完了まで2～3カ月かかります。完了までの間であってもご利用いただくことができますが、手続き中である旨をご地元の医師会に確認させていただく場合があります。

３．本制度に関するQ＆A

２．日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

2-1　PC等の使い方やセットアップ等、PC操作に関する問い合わせも可能ですか。
一般的なPCの操作に関する問い合わせには対応しておりません。
また、相談窓口にて初期対応実施時にサイバー攻撃とは関係ない通信障害等であることが確認できた場合には、 PCメーカや通信事業者へのご連絡をご案内させていただきます。

2-2　電話以外にメール等での相談は可能ですか。
お電話のみでの対応となります。

2-3　リモートサポートはどのように行うのでしょうか？
相談窓口よりリモートサポートに必要となる情報をお伝えし、オペレータが会員様と同じ画面を見ながらサポートを行います。

2-4　相談窓口で紹介された専門事業者に業務を依頼する場合の費用は自己負担ですか。
会員様ご自身で負担いただく形になります。
別途、ご自身でサイバー攻撃に対応する保険に加入されている場合には、そちらの保険で費用負担できる可能性がありますので、加入保険会社等にお問い合わせください。

2-5　相談した内容は日本医師会に共有されますか。
今後のサービス向上を目的に定期的に日本医師会に共有されます。

３．本制度に関するQ＆A

３．セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

3-1　利用登録せずに利用する方法はありますか。
一部コンテンツは利用登録なしでも確認できますが、全てのコンテンツを利用するには利用登録が必要になります。

3-2　利用登録を一括して日本医師会側で対応することはできますか。
できません。
利用登録時にメールアドレス等の入力が必要となるため、会員様ご自身で利用登録いただく必要があります。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金･個人情報漏えい一時支援金制度

4-1　サイバー攻撃被害を厚生労働省へ報告･届出した際の資料は何を用意すればいいですか。
厚生労働省へ電話にて報告･届出した場合には、別添資料「サイバー攻撃被害に関する厚生労働省への報告内容」を記入のうえご提出ください。
また、厚生労働省へメールで報告した場合には、当該メールを印刷したものをご提出願います。

4-2　受け取った支援金の使途は決められていますか。
特に決められておりませんので、会員様のご判断で使途を決定ください。

4-3　支援金が振込まれた後に何か通知や連絡はきますか。
申請書にチェックを入れていただいた方法（電話もしくはメール）にてご連絡をいたします。

4-4　保険会社が販売するサイバー攻撃用の保険との違いはありますか。
保険会社にて販売している保険は、サイバー攻撃を受けた際に係る費用実費を補償する商品と理解をしています。（詳細は各保険会社にご確認ください）
本制度は、サイバー攻撃を受けた際に初期対応を支援する目的で、定額の一時金をお支払いするものになります。

4-5　サイバー攻撃一時支援金と個人情報漏えい一時支援金を両方受け取ることはできますか。
両方受け取ることはできません。
サイバー攻撃により個人情報が漏えいした場合は、サイバー攻撃一時支援金10万円をお支払いいたします。

4-6　サイバー攻撃一時支援金の支払い対象となる事例を教えてください。
以下のような事例がお支払いの対象となります。判断に迷われた場合は事務局までご連絡ください。
・メールに添付されていた添付ファイルを開いてしまい、Emotet等に感染した
・不正アクセス等によりホームページが改ざんされた。
・マルウェアに感染、電子カルテが使用できなくなった。

4-7　迷惑メールを受け取っただけでも厚生労働省へ届出すれば、サイバー攻撃一時支援金は受け取れますか。
迷惑メールの受信だけでは、サイバー攻撃を受けたかは判断できませんので、厚生労働省への報告･届出を行っても一時支援金を受け取ることはできません。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

4-８　職員が個人情報が記載された書類が入っているカバンを紛失した場合でも、個人情報漏えい一時支援金を受け取れますか。
個人情報保護委員会へ再発防止策を作成した報告書の提出と、漏えいした方本人への通知が確認できればお受け取り可能です。

4-9　サイバー攻撃による休業証明書はどのように手配したらいいですか。
別添資料「サイバー攻撃による休業証明書」に必要事項を記入のうえ、都道府県医師会もしくは郡市区等医師会の捺印を取り付け下さい。

4-10　サイバー攻撃を受けた報告書はどこまで記入する必要がありますか？
全ての項目について可能な限り詳細に記入のうえ、厚生労働省へご提出をお願いします。その後、一時支援金請求時に写を本制度事務局まで送付ください。

4-11　個人情報保護委員会への提出資料はどこまで記入する必要がありますか？
全ての項目について記入をお願いします。尚、個人情報漏えい一時支援金のお支払いにあたっては、再発防止策の記入および漏えいした本人への対応（通知）が対応済みであることが条件となります。

4-12　サイバー攻撃を受けた報告書を厚生労働省へ提出する際の送付先はどちらになりますか？
厚生労働省の連絡先は下記の通りとなります。
〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎第５号館
厚生労働省　医政局研究開発振興課　医療情報技術推進室
MAIL:igishitsu@mhlw.go.jp　TEL:03-3595-2430

4-13　個人情報保護委員会へ報告した内容を入手するにはどうしたらいいですか？
個人情報保護委員会のホームページから報告をする際に、「PDF出力」のボタンがありますので、そちらから入手可能です。報告を提出してしまうと、PDFファイルの出力ができなくなるため、必ず提出前に出力するようお願いします。
一時支援金のご請求時には、PDFファイルを印刷したものに日付を追記のうえ、申請書兼振込依頼書とともに事務局へ送付をお願いします。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

4-14　受け取った一時支援金の税務処理について教えてください。
基本的に見舞金として申告した場合、非課税扱いになると考えられますが、各医療機関の会計処理により異なる可能性があるので、顧問税理士もしくは管轄の税務署にご相談下さい。

【国税HP】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/09.htm

【税についての相談窓口】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02

4-15　一時金の申請期限はありますか？
申請期限はありません。尚、1医療機関あたり年間1回までのご請求となります。

4-16　1年に1回の請求までとなっていますが、1年間とはいつからいつまででしょうか？
2022年6月1日に制度が開始しますので、2022年6月1日～2023年5月31日までが1年間となります。

日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度規程

（目的）

第１条 この規程は公益社団法人日本医師会（以下「甲」という。）が、日本医師会 A①会員（以下「乙」という。）が開設・管理する医療機関においてサイバー攻撃の被害を受けた場合および個人情報の漏えいが発生した場合の補償について定める。

（補償を行う場合）

第２条 甲は、乙が開設・管理する医療機関において下記要件に該当する状況が発生した際に、下記の一時支援金を支払う。

① サイバー攻撃の被害を受けた場合ならびにサイバー攻撃を受け個人情報が漏えいした場合には、10 万円を支払う。

② サイバー攻撃を受けたことにより、1 日以上休業した場合には、休業日数にかかわらず、上記①に追加して５万円を支払う。

③ サイバー攻撃以外の原因で個人情報の漏えいが発生した場合は、５万円を支払う。

（補償の要件）

第３条

(1) 前条①および②の支払いにあたっては、サイバー攻撃を受けた事実を厚生労働省へ報告することを要件とする。休業については、サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した場合には休業と見なすこととする。

(2) 前条③の支払いにあたっては、令和２年改正個人情報保護法（令和４年４月１日施行）に則り、個人情報保護委員会に対して必要な報告（再発防止策に関する報告を含む）を行うこと、かつ、漏えいされた被害者本人へ通知することを要件とする。

（補償を行わない場合）

第４条 以下の場合については、甲は補償を行わない。

(1) 乙の役員または使用人の故意、重過失または犯罪行為に起因する場合

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に起因する場合

（補償の回数等）
第５条
(1) サイバー攻撃による一時支援金の支払いは、1 医療機関あたり年 1 回までとする。
(2) 第２条①②に規定する一時金と、同条③に規定する一時金は、同一事由によっては重ねて支払わない。

（用語の定義）
第６条　この規程における用語の定義は次の通りとする
(1) サイバー攻撃とは、乙が開設・管理する医療機関にて使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含む。）をいい、次の行為を含む。
① コンピュータシステムへの不正アクセス
② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
③ マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含む。）
④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
(2) 個人情報とは、乙以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。ただし、個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含む。
（ア）氏名のみの情報
（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
② 個人識別符号が含まれるもの。個人識別符号とは次のものをいう。
（ア）マイナンバー
（イ）運転免許証番号

（ウ）旅券番号
（エ）基礎年金番号
（オ）保険証番号
（カ）アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

(3) コンピュータシステムとは、情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器･設備およびこれらと通信を行う制御､監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含む。

（補償開始日）
第７条 令和４年６月１日を補償開始日とする。

（補償の請求）
第８条 乙がこの規程による補償を受けようとする場合は、以下の書類を用意して、甲に請求しなければならない。

【一時支援金請求申請書類】
(1)サイバー攻撃を受けた場合
① 厚生労働省への報告資料の写
② サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書
③ 都道府県医師会もしくは郡市区医師会作成の休業証明書（休業した場合のみ)
(2)サイバー攻撃によらない個人情報漏えいの場合
① 個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写
② サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

（給付の決定等）
第９条 甲は、前条の規程により請求連絡を受けた時は、速やかに一時支援金の給付に関する決定を行い、乙に通知するものとする。

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請に係わるチェックシート

サイバー攻撃の被害に遭った場合、サイバー攻撃の影響により個人情報漏えいが発生した場合

下記①および②の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

①	厚生労働省への報告資料の写	□
②	サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書	□

サイバー攻撃の被害に遭い1日以上休業した場合

上記①、②に加え、下記③の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

③	都道府県医師会もしくは郡市区医師会作成の休業証明書	□

サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した場合

下記④～⑤の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

④	個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写	□
⑤	サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書	□

年　　月　　日

公益社団法人　日本医師会　御中

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

下記事由に該当する事象が発生しましたので、一時支援金の給付申請をいたします。

■会員情報をご記入ください。

日本医師会会員氏名	
医療機関名	
医籍番号(6桁)もしくは会員番号(10桁)	
所在地	〒
連絡先（TEL）	
連絡先（e-mail）	

■該当する事象にチェックを入れてください。

- ☐ 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害にあった、サイバー攻撃により個人情報漏えいが発生した
- ☐ 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害に遭い、1日以上休診した
- ☐ 開設・管理する医療機関にて、サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した

■お振込先金融機関口座をご記入ください。

金融機関	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合		
	支店名	支店（出張所）	支店番号・支店コード	
	預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄		
	口座番号			
	口座名義人	フリガナ		
ゆうちょ	通帳記号			
	通帳番号			
	名義人	フリガナ		

■支援金のお振込み完了時のご連絡方法（希望するものにチェックを入れてください）

☐ 電話での連絡を希望する　☐ メールでの連絡を希望する　☐ 連絡不要

申請者の個人情報は支援金をお支払いするために必要な範囲で取得・利用します。利用目的を変更する際には、その内容を事前に書面等により通知、公表いたします。

2022年 6月 1日

公益社団法人　日本医師会　御中

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

下記事由に該当する事象が発生しましたので、一時支援金の給付申請をいたします。

■会員情報をご記入ください。

日本医師会会員氏名	日医　太郎
医療機関名	医療法人　日医クリニック
医籍番号(6桁)もしくは会員番号(10桁)	1234567890
所在地	〒113-8621 東京都　文京区　本駒込　２－２８－１６
連絡先（TEL）	03-1234-5678
連絡先（e-mail）	●●●@……

■該当する事象にチェックを入れてください。

- [✓] 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害にあった、サイバー攻撃により個人情報漏えいが発生した
- [ ] 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害に遭い、1日以上休診した
- [ ] 開設・管理する医療機関にて、サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した

■お振込先金融機関口座をご記入ください。

金融機関	金融機関名	三菱ＵＦＪ					銀行・信用金庫・信用組合			
	支店名	東京			支店（出張所）		支店番号・支店コード	0	0	0
	預金種類	普通・当座・貯蓄								
	口座番号	1	1	1	1	1	1	1		
	口座名義人	フリガナ　イリョウホウジン　ニチイクリニック 医療法人　日医クリニック								
ゆうちょ	通帳記号									
	通帳番号									
	名義人	フリガナ								

■支援金のお振込み完了時のご連絡方法（希望するものにチェックを入れてください）

☑ 電話での連絡を希望する　　□ メールでの連絡を希望する　　□ 連絡不要

申請者の個人情報は支援金をお支払いするために必要な範囲で取得・利用します。利用目的を変更する際には、その内容を事前に書面等により通知、公表いたします。

サイバー攻撃による休業証明書

日本医師会　会員氏名	
医療機関名	
医籍番号（6桁） もしくは 会員番号（10桁）	
対象施設名	〒
休業の理由(*)	□　サイバー攻撃の影響により全ての業務を全面停止とした □　サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した
休業期間	年　月　日　～　年　月　日

上記理由により、当該施設が1日以上休業もしくは、新機患者（初診料を算出する）の診察を全面停止したことを確認しました。

年　月　日

サイバー攻撃による休業証明書

日本医師会　会員氏名	日医　太郎
医療機関名	医療法人　日医会
医籍番号（6桁） もしくは 会員番号（10桁）	123456
対象施設名	〒　113　-　8621 東京都文京区本駒込2-28-16
休業の理由(*)	□　サイバー攻撃の影響により全ての業務を全面停止とした ☑　サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した
休業期間	2022年　6月　2日　　～　　2022年　6月　2日

上記理由により、当該施設が1日以上休業もしくは、新機患者（初診料を算出する）の診察を全面停止したことを確認しました。

2022年 6月 10日

●●医師会
会長　●●　●●　（印）
※医師会の署名・捺印は、担当理事名または事務局長名でも結構です。

報告書

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版 6.10章の記載に基づき、次のとおり報告します。

年　　月　　日

厚生労働省　殿

報告者の氏名：

医療機関名			
開設者・管理者名			
所在地			
連絡先（TEL）			
連絡先（Mail）			
医療機関ホームページ			
地域医療連携 ネットワークへの所属			所属あり（名称：　　）・　所属なし
サイバー攻撃の被害に関する報告内容	判明日時		
	事実経過		概要： 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：
	発生原因		
	システムへの影響	電子カルテ	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		画像システム	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		オーダリングシステム	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		電子レセプト	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		その他システム	上記以外に利用不可のシステムがあればご記入ください（　　）
	診療への影響		
	地域医療連携 ネットワークへの影響		あり　・　なし
	個人情報漏えい有無		あり　・　なし
	上記ありの場合		□個人情報保護委員会へ速報済み　□個人情報保護委員会へ確報済み　□個人情報保護委員会への報告未済
対外的な対応状況			□ホームページへ掲載済み　□対外公表済み（報道等）　□その他対応を実施・実施予定（　　）

報告書

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版 6.10章の記載に基づき、次のとおり報告します。

2022年 6月 13日

厚生労働省 殿

報告者の氏名： 医療法人日医クリニック 日医太郎

医療機関名		医療法人 日医クリニック
開設者・管理者名		日医 太郎
所在地		東京都 文京区 本駒込 2－28－16
連絡先（TEL）		03-1234-5678
連絡先（Mail）		●●●@……
医療機関ホームページ		https://www.……
地域医療連携ネットワークへの所属		（所属あり）（名称：東京総合医療ネットワーク）・ 所属なし
サイバー攻撃の被害に関する報告内容	判明日時	2022年6月10日 午前10時
	事実経過	概要：メールに添付されていたファイルを開いてしまい、ウィルス感染をしてしまった。 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）： 2022年6月10日 午前8時にメールに添付されていたファイルを開き、コンテンツの有効化をクリックしてしまった。 2022年6月10日 午前9時に日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口に電話し調査をしてもらったところ、ウィルス感染の恐れがあるため、専門会社を紹介いただく。 2022年6月11日 専門事業者にて調査を実施。電子カルテが利用できない状態
	発生原因	取引先からのメールと勘違いしてしまい、添付されているファイルを開いてしまったことによるもの。
	システムへの影響 電子カルテ	問題なし ・ （サイバー攻撃により利用不可）
	システムへの影響 画像システム	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 オーダリングシステム	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 電子レセプト	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 その他システム	上記以外に利用不可のシステムがあればご記入ください（ ）
	診療への影響	サイバー攻撃を受けた当日は臨時休診。その後は紙カルテにて診療を継続している。
	地域医療連携ネットワークへの影響	あり ・ （なし）
	個人情報漏えい有無	あり ・ （なし）
	上記ありの場合	□個人情報保護委員会へ速報済み □個人情報保護委員会へ確報済み □個人情報保護委員会への報告未済
対外的な対応状況		☑ホームページへ掲載済み □対外公表済み（報道等） □その他対応を実施・実施予定（ ）

福岡県医師会会員の皆さまへ

2022年度版

医療機関用サイバー保険
《オールリスクプラン》・《情報漏えい限定プラン》のご案内

情報漏えいリスク・サイバー攻撃への対策 は万全ですか？

団体割引20%適用

＜人為的ミス＞
USBメモリ等の紛失、
健診結果の誤送付 など

＜サイバー攻撃＞

不正アクセス
コンピュータウイルス
なりすまし など

顧客情報・機密情報の漏えい

システム・ネットワーク停止

信用力・ブランド力の低下

**『医療機関用サイバー保険』は、
サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに
起因して発生する損害を包括的に
補償する保険です。**

※ネットワークの所有・使用もしくは管理により生じた偶然な事由、情報メディアの提供にあたり生じた偶然な事由、情報の漏えいまたはそのおそれを補償します。個人情報だけでなく、企業情報の漏えいまたはそのおそれまで補償の対象となります。**事故原因はサイバー攻撃に限定されず、紙による漏えい等（ＦＡＸ誤送信や情報媒体の盗難・紛失）も含めた自社の管理上の不備による漏えいも補償の対象**となります。

□保険契約者	公益社団法人　福岡県医師会
□加入対象者	福岡県医師会会員 福岡県医師会会員が開設者または管理者である医療機関
□保険期間	2022年5月5日　午後4時から　2023年5月5日　午後4時まで　1年間
□取扱代理店	株式会社　ケンイ
□引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

1. 日本におけるサイバー攻撃の脅威の高まり

◆2018年に検知した通常では想定されないアクセス件数は、2017年と比較して約1．5倍に増加

出典：警察庁「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
（インターネットとの接続点に設置したセンサーで検知した1日1IPアドレスあたりの件数）

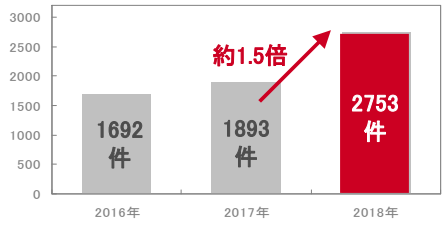

◆サイバー攻撃の対象は企業規模に関係なく発生

出典：一般社団法人日本損害保険協会「サイバー保険に関する調査2018」
（サイバー攻撃を受けたことがあると回答した企業の売上高および従業員数別割合）

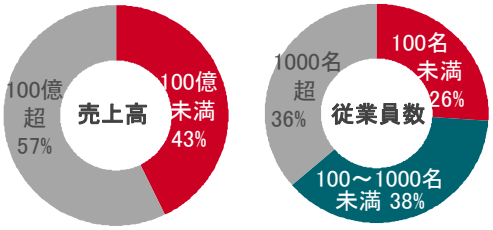

全ての企業がサイバー攻撃をいつ受けてもおかしくない状況であり、「自院には関係ない」と他人事ではすまされません

2. 情報漏えい事故はあとを絶たず、法規制も強化

◆2018年の漏えい事故は約450件、想定損害賠償額は総額約2,700億円
→ インターネットや電子メール経由の漏えい件数が2017年より増加

出典：日本ネットワークセキュリティ協会「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～（速報版）」

◆個人情報保護法（2017年5月）により、1件でも個人情報を取り扱う企業は法規制の対象
→ 2020年の改正では、罰金の強化・課徴金制度の導入や漏えい報告の義務化等、規制が更に強化されます。

企業活動のIT化の進展や法規制を踏まえた情報漏えい対策の強化が必要になっています

3. 医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

4. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、様々な対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、業務が阻害されることで喪失利益も発生します。

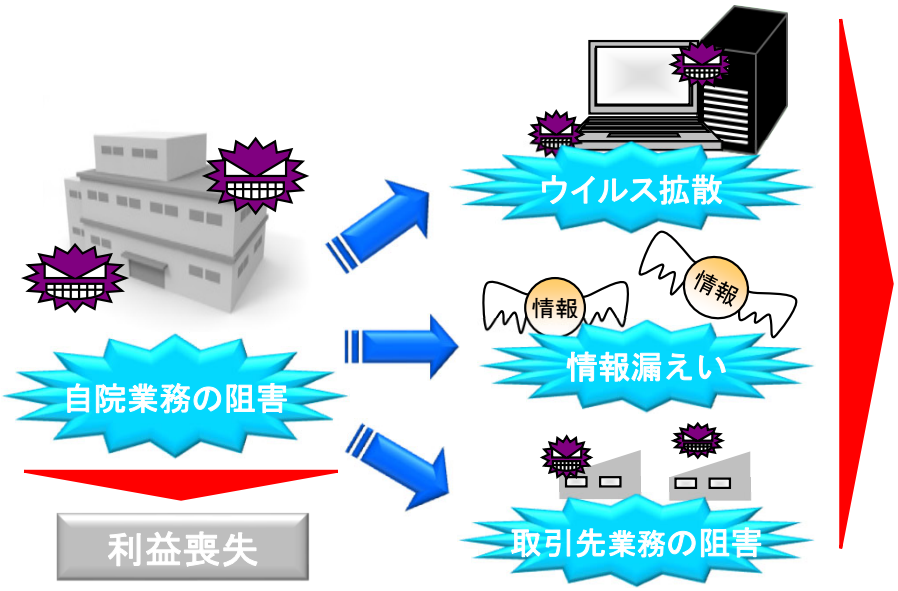

必要となる対応	
初動対応	■原因究明・影響範囲調査 ■被害拡大防止　など
事故対応	■記者会見・新聞社告 ■コールセンター設置 ■お詫び状送付 ■見舞金・賠償金支払い ■争訟対応　など
自院業務	■セキュリティ強化、修繕 ■データ復旧 ■情報漏えいモニタリング ■臨時雇入れ・超過勤務 ■利益の喪失　など

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報が漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。

・院内の端末がコンピュータウイルスに感染していたことを知らずに関係先へメールを送信したところ、関係先のサーバーに保管されているデータがすべて消去され、損害賠償請求を受けた。

・悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

・システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。

・ランサムウェアにより、診療情報や調剤情報、会計情報、予約情報等が利用不能となり、被害状況の把握などを行うため、調査専門会社へ委託した。

・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

③利益損害・営業継続費用（オプション）

・サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことで、医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

5. サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。

主な対応事項	主な対応内容	損害額（例）
原因究明	外部の調査専門会社（セキュリティベンダー）に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書（WEB公表）等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した（1人500円の商品券＋郵送代）。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 （10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度）	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント（外部）の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議（3回）を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。

損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益 営業継続費用	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

6.『医療機関用サイバー保険』の特長

加入手続きの簡素化	・簡単な告知書でご加入いただけます。 ・病院は病床数（ベッド数）、介護医療院・介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。 また、一般医院・診療所および歯科医院・診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります（告知書割引および団体割引の適用は可能です。）。
団体専用の保険料	団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。
充実した付帯サービス	・万が一、当保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけではなく、原因究明や被害拡大防止に向けた対応をサポートします。 ・サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます（一部有料）。

8－1.『オールリスクプラン』の補償内容

『オールリスクプラン』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバーインシデントや情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。（※）加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ（型）
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等	Sタイプ（注2）
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 ・サイバーインシデント対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合または情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用使用人等の超過勤務手当て・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ②事故が生じたことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した法令等対応費用 ③サイバーインシデントのおそれが発見されたことにより、サイバーインシデントの有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等 （注1）	

（注1）サイバーインシデントのおそれが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎります。
①公的機関からの通報（サイバーインシデントに関する被害の届出およびインシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。）
②被保険者のコンピュータシステムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
（注2）Tタイプ（喪失利益、営業継続費用のオプションにつきましては、別途お問い合わせください。

7.《オールリスクプラン》・《情報漏えい限定プラン》の違い

		オールリスクプラン	情報漏えい限定プラン
事故種類	サイバーインシデント	○	×
	情報の漏えい またはそのおそれ	○	○
	メディア不当行為	○	×
	上記以外のITユーザー業務 遂行の偶然な事由	○	×

オールリスクプランは、情報の漏えいまたはそのおそれだけではなく、サイバー攻撃や内部起因のシステムトラブルによる事故も補償します。

8－2.《情報漏えい限定プラン》の補償内容

『情報漏えい限定プラン』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等の情報漏えいに起因する次の損害に限定して保険金をお支払いする保険です。
（※）加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ（型）
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等	Pタイプ（注2）
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 **・情報漏えい対応費用** **・法令等対応費用**	①情報の漏えいまたはそのおそれ（注1）が生じたことにより、その対応のために記名被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当て・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ②事故が生じたことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した法令等対応費用	

（注1）情報漏えいまたはそのおそれのうち、個人情報の漏えいまたはそのおそれについては、次の①から④のいずれかによって、情報漏えい等が客観的に明らかになる場合にかぎります。
①サイバーインシデントが生じたことの当会社への書面による通知
②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準ずる媒体による会見、発表、広告等
③本人またはその家族への謝罪文の送付
④公的機関に対する文書による届出、報告等

（注2）情報漏えい限定プランには、利益損害（オプション）、営業継続費用（オプション）のセットはできません。

9.《オールリスクプラン》・《情報漏えい限定プラン》の加入タイプ

※保険金額とは、損害賠償の場合「１損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「１事故保険金額」
　および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。
※１加入者ごとに、保険期間中に下記①、②でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額を限度とします。

＜１＞一般医院・診療所（有床・無床）の保険料　　※診療所について告知書は不要です。

＜保険期間１年、団体割引２０%、一括払の場合＞

オールリスクプラン（※）					情報漏えい限定プラン				
タイプ	①損害賠償	②事故対応特別費用	自己負担額	年間保険料（１施設あたり）	タイプ	①損害賠償	②事故対応特別費用	自己負担額	年間保険料（１施設あたり）
S1	1,000万円	100万円	なし	29,380円	P1	1,000万円	100万円	なし	14,400円
S2	3,000万円	300万円		37,430円	P2	3,000万円	300万円		24,000円
S3	5,000万円	500万円		44,610円	P3	5,000万円	500万円		32,000円
S4	1億円	1,000万円		55,880円	P4	1億円	1,000万円		43,200円
S5	2億円	2,000万円		65,530円	P5	2億円	2,000万円		60,800円

※Ｔタイプ（③喪失利益、④営業継続費用のオプション付き）の保険料につきましては別途お問い合わせください

＜２＞病院の保険料（例）　　※保険料は、病床数および告知内容に基づいて算出します。

＜保険期間１年、団体割引２０%、告知書割引１０%、一括払の場合＞

オールリスクプラン（※）						情報漏えい限定プラン					
タイプ	保険金額		自己負担額	病床数別年間保険料（1施設あたり）		タイプ	保険金額		自己負担額	病床数別年間保険料（1施設あたり）	
	①損害賠償	②事故対応特別費用		50床	１００床		①損害賠償	②事故対応特別費用		50床	１００床
S1	1,000万円	100万円	なし	69,200円	97,220円	P1	1,000万円	100万円	なし	35,570円	49,970円
S2	3,000万円	300万円		123,280円	173,190円	P2	3,000万円	300万円		85,360円	119,920円
S3	5,000万円	500万円		170,980円	240,210円	P3	5,000万円	500万円		125,920円	176,900円
S4	1億円	1,000万円		268,400円	377,060円	P4	1億円	1,000万円		196,710円	276,350円
S5	2億円	2,000万円		367,500円	516,280円	P5	2億円	2,000万円		286,650円	416,750円

※病床数１００床超の場合やＴタイプ（③喪失利益、④営業継続費用のオプション付き）の保険料につきましては別途お問い合わせください。
※病床数は一般病床で算出しています。

＜３＞介護老人保健施設の保険料（例）※保険料は、施設定員数および告知内容に基づいて算出します。

＜保険期間１年、団体割引２０%、告知書割引１０%、一括払の場合＞

オールリスクプラン（※）						情報漏えい限定プラン					
タイプ	保険金額		自己負担額	定員数別年間保険料（1施設あたり）		タイプ	保険金額		自己負担額	定員数別年間保険料（1施設あたり）	
	①損害賠償	②事故対応特別費用		50人	１００人		①損害賠償	②事故対応特別費用		50人	１００人
S1	1,000万円	100万円	なし	29,900円	42,000円	P1	1,000万円	100万円	なし	20,250円	28,450円
S2	3,000万円	300万円		58,790円	82,590円	P2	3,000万円	300万円		48,710円	68,430円
S3	5,000万円	500万円		84,650円	118,920円	P3	5,000万円	500万円		71,480円	100,420円
S4	1億円	1,000万円		135,040円	189,710円	P4	1億円	1,000万円		111,690円	156,910円
S5	2億円	2,000万円		187,110円	262,860円	P5	2億円	2,000万円		168,600円	236,860円

※定員数１００名超の場合やＴタイプ（③喪失利益、④営業継続費用のオプション付き）の保険料につきましては別途お問い合わせください。

10. 付帯サービスの概要（SOMPOリスクマネジメント社提供）

（1）サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
②情報漏えい事故対応力診断レポートサービス	近年増加するサイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
③ISO27001（ISMS）認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001（ISMS）の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④情報セキュリティ事故に係る教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。 その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	有料
⑤サイバー攻撃を想定した訓練・研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実行性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標的型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	有料

（2）事故発生時のサービス（緊急時サポート総合サービス）

「医療機関用サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント（株）を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。
（ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。）。

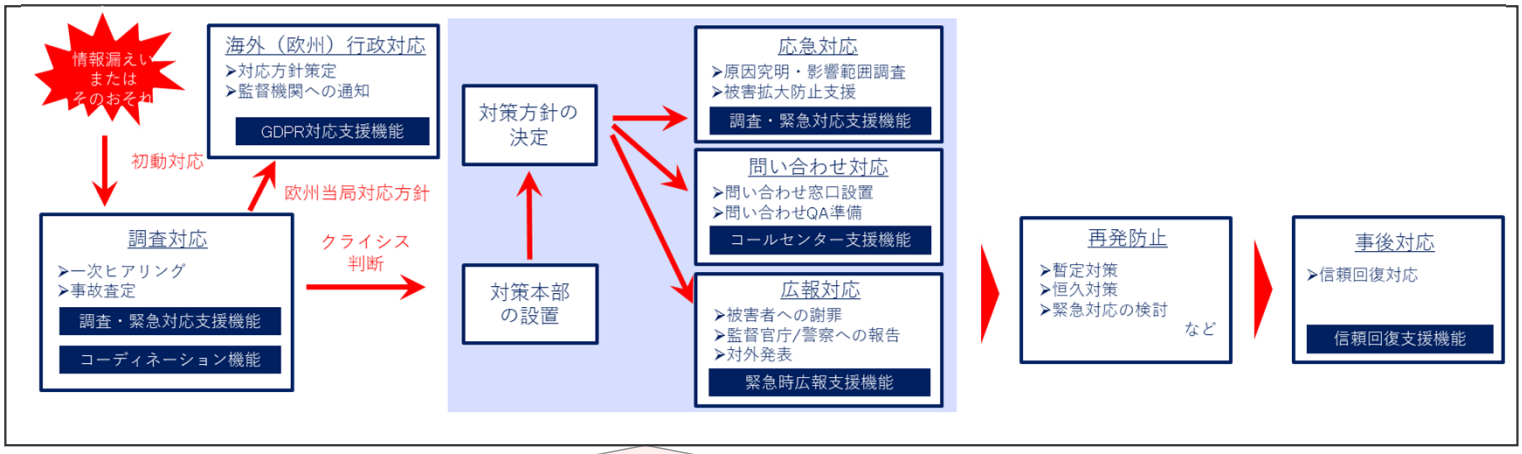

＜緊急時の各種サポート機能＞

[redacted]機関用サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保[redacted]パンが医療機関用サイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能		コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
✓ 事故判定 ✓ 原因究明・影響範囲調査支援 ✓ 被害拡大防止アドバイス　など	✓ 記者会見実施支援 ✓ 報道発表資料のチェックや助言 ✓ 新聞社告支援など	✓ SNS炎上対応支援（公式アカウント対応サポート） ✓ WEBモニタリング・緊急通知	✓ コールセンター立上げ ✓ コールセンター運営 ✓ コールセンターのクローシング支援　など	✓ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ✓ 格付機関として結果公表を支援など	✓ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ✓ 監督機関への通知対応支援 ✓ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介　など	✓ 必要となる各種サポート機能の調整

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

11. この保険のあらまし

■商品の仕組み
この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、使用人法令違反復活担保に関する追加条項、医療機関用追加条項、利益・営業継続費用補償追加条項（オールリスクプランの場合のみオプションとしてセット可能）、情報漏えい限定補償追加条項（情報漏えいプランのみ）をセットしたものです。

■保険契約者
公益社団法人　福岡県医師会

■保険期間
２０２２年５月５日午後４時から　２０２３年５月５日午後４時までとなります。

■申込締切日
２０２２年３月１８日（金）まで

■引受条件（保険金額等）、保険料払込方法等
引受条件（保険金額等）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者
福岡県医師会会員（※福岡県医師会会員が開設者または管理者である医療機関）

■被保険者
本保険の加入者

■ご加入の単位
開設単位（病院、診療所など）ごとでのご加入となります。
※同一医療法人で複数医療施設、介護施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報等を共同利用している場合は、全ての医療施設や介護施設での加入が必要となります。
※医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っている場合や、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込み時にその付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。
（追加保険料は不要）
なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

■お支払方法
保険料は医師会事務局にて診療報酬より控除されます。

■お手続方法
加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

■中途加入
保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は、受付日の翌月5日（15日過ぎの受付分は翌々月5日）から2023年5月5日午後4時までとなります。
保険料につきましては、加入日の翌月の診療報酬より控除されます。

■中途脱退
この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

12. 保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人が行った背任行為について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
⑥ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
⑦ 遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
⑧ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
⑨ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
⑩ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
⑪ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
⑮ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
⑯ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求　など

【事故に関する各種対応費用部分】

① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
④ 記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
⑤ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
⑥ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
⑦ 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい
⑧ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
⑨ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用　など

【利益損害・営業継続費用部分】

① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
② 被保険者の構外にある他人に貸与されている被保険者のコンピュータシステムの損害または損壊
③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害
④ 保険契約者または被保険者の法令違反
⑤ 労働争議
⑥ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑦ 被保険者のコンピュータシステムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
⑧ 被保険者のコンピュータシステムの操作者または監督者等の不在
⑨ 脅迫行為
⑩ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
⑪ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
⑫ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任の負担　など

13. ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は全世界となります。

●保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

<u>個人情報の取扱いについて</u>

〇保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト （https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

14. ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者 (追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ②業務内容 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

15. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
＜3＞損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書　など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書　など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書　など

16. 万一事故にあわれたら（つづき）

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査　④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、
下記事故サポートセンターへご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110
＜受付時間＞
平日/午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争期間
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕 0570－022808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで （土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

17. お問い合わせ先

【取扱代理店】
福岡県医師会設立会社　株式会社ケンイ
福岡市博多区博多駅南２－９－３０
TEL ０９２－４３１－４８４７　FAX ０９２－４３１－４８１１
受付時間　平日：午前９時から午後５時まで

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社　福岡支店　営業第一課
福岡市博多区博多駅前２－５－１７
TEL ０９２－４８１－５３１０　FAX ０９２－４１４－９８７１
受付時間　平日：午前９時から午後５時まで

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。